

2011年6月20日

各 位

会社名 みずほインベスターズ証券株式会社
所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-10-30
代表者 取締役社長 恵島 克芳
(コード 8607 東証・大証・名証 第1部)
問合せ先 広報・IR室長 米田 博一
電話番号 03-3663-5400

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほ銀行について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

a. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社等の商号等

(平成23年3月31日現在)

親会社等	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が 上場されている 証券取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
株式会社みずほフィナンシャルグループ	親会社	—	66.83	66.83	株式会社東京証券取引所 市場第一部 株式会社大阪証券取引所 市場第一部 ニューヨーク証券取引所 (米国)
株式会社みずほ銀行	親会社	65.54	0.01	65.55	なし

b. 親会社等のうち、当社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由

会社の商号：株式会社みずほフィナンシャルグループ

その理由：最終的な影響力を行使し得る立場にあり、企業グループとしての方向性を決定できる資本上位会社

c. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社との関係

①親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係・資本関係	株式会社みずほ銀行、さらに企業グループの資本上位会社である株式会社みずほフィナンシャルグループは、当社議決権の過半数を保有する親会社であります。当社は、「みずほフィナンシャルグループ」のグローバルリテールグループにおける証券ビジネスの担い手としてグループのお客さまを中心に、資産運用・資金調達等あらゆるニーズに対する各種証券ソリューション機能をきめ細かく提供しており、親会社の企業グループとの一定の協力関係を保つ必要があると認識
---	--

	しております。このような中、グループ連携の一層の推進強化を目的とし、親会社等より 58 名（平成 23 年 3 月 31 日現在。当社の従業員数 2,240 名の 2.59%に相当）の出向者を受け入れております。
②親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係・資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等	株式会社みずほ銀行、さらに企業グループの資本上位会社である株式会社みずほフィナンシャルグループは、当社議決権の過半数を保有しておりますので、当社の経営方針等を決定するにあたっては、親会社の経営方針が大きく影響を及ぼし得る状況にあります。
③親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係・資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等がある中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方およびそのための施策	当社では、親会社からの事業活動の独立性を高めるため、当社独自の中期的な経営戦略を策定し、銀行連携体制の更なる充実やお客さまニーズに即応したスピーディーかつ積極的な商品戦略の展開等による収益力の強化と、業務の効率化・経費削減も含めた経営体質の一層の強化による強靱な企業体質の構築に取り組んでおります。
④親会社等からの一定の独立性の確保の状況	当社は親会社の企業グループと連携ネットワーク強化による営業基盤の拡充を図っておりますが、親会社の企業グループとの事業の棲分けがなされており、当社の自由な事業活動が阻害される状況にはないと考えております。出向者の受け入れ状況も独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、独立性が確保されていると認識しております。

d. 支配株主等との取引に関する事項

（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日）

属性	名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
						役員の 兼任等	事業上 の関係					
親会社	株式会社 みずほ 銀行	東京都 千代田区	700,000	銀行業	直接 65.54 間接 0.01	転籍 4人	証券取引等	営業 取引	業務委託等 の手数料 の支払い	1,566	未払金	195
									債券の 貸借取引	1,304,900	借入有価 証券担保 金 有価証券 貸借取引 受入金	— 30,327

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

- ① 業務委託等については、役務の提供の内容により交渉の上、条件を決定しております。
- ② 他の取引については、通常行われている価格等を参考にして交渉の上、条件を決定しております。

e. 親会社又は支配株主（親会社を除く。）を有する場合において当該親会社又は支配株主（親会社を除く。）との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主との取引においては、「有価証券等の取引及び取引等に係る手数料等に関する規程」をはじめとした社内諸規程等に基づき、一般の取引と同様の取扱いを行っております。

上記規程等の遵守状況については、管理所管部署がモニタリングを行っており、取引条件等のチェック体制を構築しております。

少数株主の保護に反する取引は行われていないと認識しております。

以上